

内閣委員會議録 第二十二号

昭和三十七年三月二十九日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君

理事伊能繁次郎君 理事草野一郎平君

理事堀内 一雄君 理事宮澤 胤勇君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

理事山内 広君

内海 安吉君 小笠 公昭君

島村 一郎君 辻 寛一君

藤原 節夫君 緒方 孝男君

田口 誠治君 西村 関一君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 川島正次郎君

國務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

總理府事務官 山口 西君

行政管理局長 原田 正君

行政管理局長 村上 一君

總理府事務官 中野 正二君

總理府事務官 大來佐武郎君

總理府事務官 曾田 忠君

總理府事務官 加藤 重喜君

總理府事務官 重喜君

總理府事務官 重喜君

總理府事務官 重喜君

總理府事務官 重喜君

總理府事務官 重喜君

總理府事務官 重喜君

總理府事務官 重喜君

總理府事務官 重喜君

總理府事務官 重喜君

總理府事務官 重喜君

總理府事務官 重喜君

總理府事務官 重喜君

總理府事務官 重喜君

欠として島本虎三君が議長の指名で委員に選任された。

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

する場合には、一時的の人員の整理というふうなことに終わって、目標の機構の改革というふうなことはあまりなされておられないというのが実態であつたわけなんです。従つて、そういうふうな状態であるから、特に三十三年四月二日の当時の川島幹事長からの発言が、世論としても支持をされておつたのですが、ただ、その中に、従来あつたような、行政整理を行なうんだという名のもとに人員の整理だけで終わるというふうなことはいけないんだ、あくまでも文字通りの行政機構の改正を望んでおるのだから、その点に大いに成果を上げてほしいというふうな記事も、やはり私も古いスクラップから見えておるわけなんです。しかるに、その後各省の機構の実態を見ますと、もう軒並みに省庁の拡大がなされて、とてもない実態に相なつておつて、その当時の川島さんの声明と全く逆行するやうな結果になつて、今日に及んでおるといふことなんです。従つて、従来、また現在の実態を見まして、わが国の官僚機構の実態は、トカゲのしっぽではございませぬけれども、切つても切つてもふくれ上るやうなやうな悪い特色、習慣というものがあつて、従つて、こういうことから、今日では、ほんとに実践の伴うところの行政機構の改革をやろうとして、七人委員会というやうなものも発足され、専門的な研究もこぞなされ、そしてこれを採用して効果を上げるということにはなつておるわけなんです。それで、

現在自民党での実力者の一人である川島長官がこれに真剣に取り組んでおられるので、この問題に対する国民の期待というものは相当大きなものがあるわけなんです。従つて、今度の四十国会に出された多数設置法の改正の内容を見ましても、また、提案に至るまでの経過を聞いてみましても、行政管理局そのものの統合調整というやうな面に對する一つの力が、まだまだ欠けておるんじゃないか、こういうふうに私は感じ受けるわけなんです。それで、今日の場合には、何といつても実力者長官がなつておられるので、運営の面においても相當の効果を上げるやうな方向にいくと思ひますけれども、これが一たん実力者でない、発言権の弱い大臣が担務されるということになりますと、どちらかといへば、よその機構をなぶるというやうなことになるやうな意見でも吐けば、頭からしられるというやうなことができてくるんじゃないか、こういうやうなことを考へてみますと、現在の行政管理局そのものの、これは権限といへばちよつと語弊も出てくると思ひますけれども、そういうやうな面を考へなくては、なかなかその目的を達成するのはむずかしいと思ひます。長官が手をかけられておる今日のこの時代において、そういうやうなことを頭に浮かべられたことがないかどうか。私も私としてはそういう点を大きく憂へておるわけですが、まず、その点について一つ御意見を承りたいと思ひます。

○川島國務大臣 終戦後の大きな特徴として、各省庁の部局の増大、定員の増加等があげられるのであります。戦前でありまして、官制の改正は枢密院の諮詢が要りました。枢密院は相當嚴重な態度で臨んでおられましたから、一局一課を作るについても容易ではなかつたのであります。まして、定員増というやうなことはなかなかできなかったものであります。戦後はそういう機能がなくなりまして、行政管理局でこれを主管するという法の体制にはなつております。しかしながら、過去数年間に於ける實際の運営を見ますと、主導権はむしろ大蔵省にありまして、大蔵省で予算をつければ、追つかけて部局の改廃、定員の増加等を行政管理局は認める、こういうふうなことが繰り返されて参つたのであります。いろいろ予算折衝の経過を見ると、大蔵省としては、予算を切り詰める方針として、事業量の増大を押へても、少ないならば部局の増加、定員の増を認めるといふやうな態度をとつたこともありました。そういうことが重なりまして、今日のやうな膨大な機構、膨大な公務員の数になつたのであります。今年の、つまり、三十七年度の予算編成にあたりましては、閣議で決定いたしました。第一義的に行政管理局でこれを査定いたしまして、行政管理局が認めたものは、大蔵省は無条件に認める、こういう方針をはっきり閣議で決定いたしました。それに基づいて三十七年

度の予算は編成をいたしたのであります。三十八年度予算編成に對しましては、この態度を一そう嚴格にいたしまして、不必要なる部局をふやしたり、また定員をふやすことは、一切抑制をいたしまして、能率的な、簡素な、国民の便利になる行政機構を作り上げたいと行政管理局としても考えております。この点は、特に最近充足しました臨時行政調査会にお願いをしまして、審議を願つておるわけでございます。

○田口(誠)委員 ただいまの御答弁では、今まで大蔵省がとかくイニシアをとつておた面を、今度は行政管理局の方で結論を出したものは無条件で大蔵省も認めていく、こういうことが閣議で決定されておる、こういうこととございしますが、このことにつきましては、私は、一歩進歩したことであつて、大へんよろしいと思ひますけれども、ただ、閣議でそういうふうに御決定なさつておつても、この問題以外の問題の場合に、たまたまその方向へ進んでいかぬものもあるわけなので、ただ一つ行政機構の改革の問題についてのみ大蔵省がその線に沿つていくということも、私どもは、従来の経過からいって、なかなか安心のできないものであらうと思ひます。これは行政管理局といふものの置き場所によつても、権限的なものは若干変わる面もあると思ひますし、やはりもう少し統合、総括、指導というふうな面が、行政管理局で機構の面では十分にとれるような機構にしなくてはならないのじゃないか、そして、語弊はあらうけれども、権限という面についても、やはり考えなくてはならないと思ひますが、そ

ういうような点に現在御不自由を感じておられないかどうか、また将来、あなたのような実力者でない大臣がおりになつたような場合に、私はこれは相当危惧される面があると思ひますが、こういうことも考え合せて、実際に今日のあり方そのままでいいものかどうか、このことを一つ承りたいと思ひます。

○川島國務大臣 現在持つております行政管理局の権限、これをフルに活用すれば相当効果があると思ひますが、田口さんのお話でも、人間の問題だといふことなのであります。私は、先般、新聞記者会見で意見として発表したのでありますが、将来、次の内閣ができる場合には、行政管理局長官といふものは必ず副総理を充てるということにすればいいのじゃないかといふ自分の私案を発表したのでありますが、その要は、全く田口さんと同じであります。今後とも内閣の中心的人物を行政管理局長官に充てるということとは、日本の行政機構といふものを能率を上げ、また、きわめていい形にするためには、ぜひ必要だと考えまして、将来そういうふうに進めたいといふことを私はただいま考えております。

○田口(誠)委員 兼務といふことは、これはなかなか手が回らぬので、総理大臣が兼務しておるということについては、實際的に効果があるかどうかといふ点についてはまだ疑問はございしますけれども、ただいまの御答弁に似たり寄つたりなことになります。やはり内閣直屬の機構として、少なくとも副総理格の実力者がその省の担務に当たるといふことは、行政管理局の國務大臣の場合には絶対必要だらうと思ひ

のです。こういう点については今後いろいろと御心配はされておると思ひますが、どういふ形になりまして、実効の上がるような形をこの際強く打ち出していただきたい。

そこで、二月十九日の内閣委員会における石山委員の質問に對する長官の答弁を速記録のまま私はきくのも見たわけなんです。そのときの御答弁には、現在の行政機構全般に對しての根本的なメスを入れるということが行政調査会に与えられたものであつて、個々の改革については必要ならばこれをやるといふ方針をとつておる、従つて、その方針に基づいて三十七年度においてもある程度の機構の改革をきめたし、今審議願つておるのだ、こういうふうな御答弁があつたわけでありまして、そこで、特に石山委員の方から、農林省と防衛庁の設置法の改正について、こういう重要な改正はなぜ七人委員会にかけなかつたのかといふ質問に對しましては、川島長官から、これは三十七年度において実施する必要があつたので、七人委員会にかけなかつたのだ、そういうことから、それぞれの省から提案されたものを認めて、今国会に提出したのだ、こういうふうな答弁がありまして、私も今日まで設置法の改正を相当上げたものもございしますが、審議をするときに、やはり川島長官から答弁のあつたことを頭に浮かべつて、法案の内容の審議をして参つたわけですが、その改正案の進め方について私どもが感じられたことは、長官のその当時御答弁なさつたことは若干相違があるのじゃないか。言葉をかえて言えば、火のつくやうな急ぐものであるから、とにかく認めたんだ、こういう御答弁でございしたけれども、それほど火のつくものでもないものもありますし、ここに提案される場合には、なおやはり検討を要せられるものがあるわけなんです。

特にこの検討を要される内容のものといひましては、今すぐ検討するといふことではなしに、今日まで相当検討されて、そしてある程度の結論を持つておらなければならぬ内容のものも含まれておるやうにうかがわれるわけなんです。特に防衛庁設置法の改正の問題が大きな問題として取り上げられておりますことは、現在の調査会を防衛庁の中に統合した場合の職員の問題が、一つ大きな問題として残されておる、これに對して反對の意見もいろいろ双方で出ておるわけなんです。従つて、この問題につきましては、昭和三十年ごろから三十一、三十二年にかけて、公務員制度の改革に對する調査会においていろいろ検討されて、そしてその結論的なものがテーマとして出されておる中に、防衛庁の職員の職は、特に掲げるもののほかはこれを一般職とすること、こういうことも出されておるわけなんです。従つて、こういうことにつきましては、とにかく防衛庁の關係は、審議する余地も、考える余地もない、これは特別職だといふやうな生一本の考え方で進んでこられたけれども、やはり専門的にこういう公務員の性格その他ものを検討される場合には、やはりただいま申しましたやうな結論じみたものが出てくるわけで、やはりこういう問題については、今日まで十分に検討をされて、そして一つの結論を

持つておられますれば、今度の調査会を防衛庁へ合併させるというこの法案は、よほどスムーズに事が進むんじゃないかといふやうなことも一つは考えられるわけなんです。こういうやうな、まだまだ検討されなければならぬ、出される直前においてもなお検討する必要があるものが検討されずに、とにかく火がつくものであるから、それを認めたんだといふお言葉の裏には、まだまだ川島さんですら、これはやはり各省各庁の設置法の改正の要望を阻止するとか、またその内容を変更させるといふやうなことが、實際的にはむしろ火のつくやうな重要な問題であり、出されてきたんだから、とにかくそれを認めたんだといふやうな御回答にはなつておりますけれども、この御回答の裏には、やはり現在の機構においては、そうした調整の方面に相当無理をする点が出てきておるのじゃないか、こういうふうに考えられるわけなんです。まあ、一つの例を引いたのでございしますけれども、こういう点についてはどうお考えになりますか。

○川島國務大臣 調査会は年々事務量が減少いたしまして、現在では独立の庁として存在する必要がある程度になつたのであります。従ひまして、こういう事態になつたならば、これは一日も早く適当に処理する必要があるといふ防衛庁長官の意見もあります。で、従来防衛庁内にありました建設本部と合同して新たな部局を作つたのであります。必要のない機關をそのまま存在させるといふことは避けるのが当然だらうと思ひます。

今度私が特に苦心をしたことは、た

とい一部局になりまして、差しあたって失業者を出さぬということ、いかにして人間を整理するかという問題と、それからそのうち防衛事務に直接関係のない人間だけは一般行政職として認めるということでもあります。そうした方針に基づきまして、防衛庁長官と相談の結果、ある程度の人数は一般行政職の地位でもって今後合同いたすことにいたしましたし、また人員の配置転換等を見まして、一人も首切りをしないという方針をきめまして、新たな部局を作りまして、ただいま御審議を願っておるわけでありまして、今日の段階としましては、こういうことをすることは当然の処置だ、かように考えておるわけでもあります。

○田口(議員) ただいま御答弁いただいた内容は、二月十九日に石山委員が防衛庁の問題を出されたときに御回答になった内容と全く変わっておりません。ただいまの行政職云々ということもございましたが、これはやはり今いろいろ問題にもなっております職務内容からいまして、小使とかそういうような職に類する人たちの取り扱いをどうするかということもやはり問題になっておると同様に、一つの行政職としての今後の取り扱いをなさる場合のその範囲、性格、職種というようなものが問題になっていくと思うわけでありまして。私が先ほど申しましたことは、これはもう今から五年も六年も前からこの点が検討されて、防衛庁の職員が一般職という一律的なことは思わしくないもので、やはり特別に掲げるもののはかは、これは一般職とするというよりな一つの結論が出ておるのだ

から、こうした案を出される場合、また、長官のお考えになつておるようなことからこの案を出される場合でも、やはり今申しましたところの一般職の範囲というよりなことにつきましては御研究をなさつて、そしてこの法案を提出なさつた方が、私は法案審議の上においてスムーズに事が進むのではないかと考えられますので、まだ十分に御検討をされる余地があつたと思つておるわけでありまして、この点につきましては、これは直接に具体的な面を取り扱つてこられた方の御意見でもよろしゅうございますけれども、私は、なぜここまで検討されていながら、こういう法案を出されなかつたかというところについて疑問があらう。これが今日の問題になつておるし、これが今日の問題になつておるし、それが今日の問題になつておる。つまり、そういふことから、なお突つ込んでお聞きをいたしたいと思つておるわけでありまして。

○山口政府委員 防衛庁の設置法の改正につきましては、このたび新たに設けられます防衛施設庁の職員のうちの大分のものについて、特別職にするという規定が入つております。実は行政官庁として、その内容について申し上げるのは必ずしも適当ではないと思つておるが、私どもの方で審査をいたします段階で、この公務員の制度をどういふふうに取り扱うかということにつきましては、諸官庁の問題については総理府の方で公務員制度調査室が担当しておられますので、十分に検討していただくことを要請しておいたわけでございます。その点について、最後まで重大な問題でありますので、相当深く検討したようございまして、結論だけを私どもの方は聞いておるわけござ

います。それは防衛庁といたしましては、平時の状況につきましては、お話をのような点が多分にあると思つておる。ただ、防衛庁の職員を特別職にしておきます理由をいたしましては、何か事がありましては、特別職にしておきませんと、その機能を弱めるといふおそれのあるものについて、一般職としての国家公務員法の適用を排除する必要がある、こういうようなこととで、その範囲はどうかということ。これは実は防衛活動の内容によると思つておるわけでありまして、そこで、それらの点は、専門的に防衛庁並びに公務員制度調査室で十分討議をされたのでございまして、私も行政官庁としていたしましては、十分に自主的に検討をいたしましたけれども、その内容の公務員制度の点にしましては、実は直接の所管でございまして、その方からお聞き取りをいたしたいと思つておるが、結論をいたしまして、そういう防衛活動の実際の場合に困る範囲として、最小限度のものとして特別職にしたというふう聞いておるわけであり

○田口(議員) 自衛隊の性格といたしましては、ただいまの御答弁もあつたように、平時の場合に非常事態の発生を考慮して一つの野戦部隊としての組織を考へておられるので、二つの面がここにあると思つておる。従つて、重大な時期に直面したような場合に、防衛庁の職員全部を特別職にしておかなければ、いろいろな仕事を進める上において支障があるのだといふことは、ちよつと思ひ過ぎた面があると思つておる。もつとも、この法案

については、法案の出されたときに全面的にいろいろと防衛庁の方へお聞きするわけございまして、やはり平時の場合と戦時の場合との二つの性格を持つておる職員たちを、平時の場合に戦時の場合を考へて一律に特別職とするといふことが、そもそも発足当時の考へ方から一歩も進んでおらぬことであつて、その後昭和三十年ごろからの専門的な委員会の検討の中にも、やはり一般職とする必要があるといふようなことが力説されておるのですから、今日問題にならうとおそれる予想されておられた今度の設置法の改正のときには、私服の職員の場合の一般職の範囲といふようなことも、当然検討されてしかるべきであつたと思つておる。こういうような検討が全然なされずに、この法案がとにかく火がつくほど必要であるといふ、特に川島長官から今御説明のあつた一つの理由もあつたと思つておるけれども、お出しになつたといふにしても、もう少し掘り下げた検討をなされてお出しになるのが当然であつたと思つておる。こういうまだ審議に入らない、提案されておる段階においても、こういう点については、十分御検討していただく必要もあろうと思つておる。特に今申し上げたような点が十分に審議されずに、とにかく防衛庁の方から持つてこられたものを、これは緊急を要するものだから、これを認められたことが、一つの行政官庁としての総合的な指導の面が、言葉ではなかなか表わされせんけれども、あるのじゃないか、こういうふうに考へて、その点をお聞きしたわけなんです。

これは防衛庁の例を一つ引いたわけ

でございますが、労働省の関係におきまして、これは賃金部を設けるというところになつております。これも専門の委員会でございますし、その法案審議でございまして、私はあまり詳しいことについては触れませんが、現在この提案理由に書いてある内容をみますと、現在作つておるもの、これを日本の最低賃金として進めておられる、このものが非常にいいようなものに考へられて、これを推進していくために賃金部を設ける、そうして内容をよくしていくのだ、こういう提案内容になつておるのです。ところが、その実態を見ますと、この業者間協定そのものは、最低のものでなくして、地方へ行きますとそれが最高のもので、とにかく業者間協定で日給四百円になつておるのだから、四百円私えはこれで事足りるのだといふように、地方の方ではそういう解釈をいたしまして——もつとも、これは良心的な解釈ではないと思つておるけれども、業者がそれを悪用して、この業者間協定というものを利用しておるという実態から、今非常に反対の意見が出ておるわけなんです。それで、日には忘れられましたが、あまり進んだ県ではありませんが、保守的な考え方の県だといわれておる私の県の岐阜県ですら、この間県議会では、これは自民党も社会党も共同提案で、最低賃金八千円といふものを決議をして、この線指導をするのだといふことを決定いたしましたわけなんです。時代はここのように進んでおるのです。こういう段階において賃金部を設けるというところは、非常におくれた考へ方



○田口(誠)委員 審議会なり調査会の趣旨目的というものは、これは一つには、官界に欠けておる専門的知識を民間から補給するという事、二つ目には、民意を行政に反映するということ、三つ目には、行政を公平に慎重に行なうということでございますけれども、やはりこの目的に沿うように運営されておらない面がたゞさんあるわけなんです。特に私がふに落ちないと思つておるは、幾ら能力のある委員の方であつても、十五なり十六なりというような業務をされておつては、専門的にかかつておつても、なかなかいい意見というものは出せないと思つておるのです。ところが、十六以上業務されておられる人が三人もござい

に考えておられるか。今後の構成、任命という面についてもどのようになお考えでいらっしゃるのか。この点について、やはり明確に長官の御意見を拝聴したいと思つておる。

○川島国務大臣 これも全くとお説の通りであります。一人の人が多数の調査会に關係してゐる形は決して望ましくないものじやありません。今後審議会、調査会に委員を任命する際には、なるべく重複を避けてやりたいということをおかねて考えております。また、委員の方からいひましても、非常に御迷惑の人もあるようでありまして、そういう人も適當に御本人の申し出によつて整理をしよう、こう考えております。なるべく民間の人を効率的に活用したい、そういう人にある部局に限つて特に専門的に一つ御協力願つたという立場で、これからいろいろ考へたいと思つております。御趣旨には全く賛成であります。

○田口(誠)委員 長官は局長なりからいろいろ聞いておられるかどうかかわかりませんが、審議会の運営にいたしまして、ほんとうにまじめにかかつた議案に対して意見を出そうと思つておるのでも、出せない運営がなされておるのでも、それと申すのは、招集されて来てみると、そのときに官庁の方で一つの構想を作つて、これをずつとプリントを配られて、さて御意見かがございしますか、こういう審議のされ方をされるのです。そういうことは、たまたまその問題に対する専門的な博士とか學者というふうな人であれば、これは専門的に意見を言はさる場合もあるかと思ひますが、その他の方は、プリントを見て思ひつきのことを発言されて、官庁の方でもいろいろ検討されたことであらうから、まあまあそれでいいだろうというふうなことで、審議会の方の了解を得たんだ、こういうことになつて、私も悪くこれを解釈しますと、官庁の責任のされにこの審議会なり調査会を利用しておるというふうな考えられるわけなんです。こういうふうな運営がなされておるということについては、長官御存じであるかどうか、これも御聞きしておきたいと思ひます。そして御存じであれば、今後どうされるのか。な

らうということが、現在の機構としてできるものかどうかということ、これは、運営の面であつた一つの人格と實力においてある程度は消化されると思ひますけれども、今の管理庁の職務と権限の範囲内においては、そこまで各省の大臣に対して口がはさるものかどうか、この点が私は大きな疑問であり、いかに川島さんが抱負を持つておられても、そのことがそのまま反映されないと思ひますが、この点について一つ伺いたいと思ひます。

○山口政府委員 審議会等の運営につきましては、それぞれ所屬として持つておるわけでございます。従つて、行政管理庁といたしましては、御承知のように監察権がございしますので、監察をして、その改善について勧告をすることはできます。ただ、従来審議会というものをとらえて、特にその運営状況を監察した例はまだございしません。機会があればそういうことをやることも必要かと思ひますが、実は先ほどから田口先生が御意見を述べられていらつしやいますように、形式的に見ましても、相当長期間開催されないものが間々ございまして、そういう点の調査は私どもの方で一応いたしております。そこで、今度川島長官の御方針に従つて、そういうものをまず取り上げて、実態を調べてみますと、そこから廃止をする必要のあるものをとらえるという考えで、ただいま相当数の実態を調査しております。ただ、その中に、従来四十くらいは、訴訟裁定でありますとか、あるいは資格審査でありますとか、何か試験、検定調査会というふうな、事件が起つた際に

初めて発動するという性格のものがあるわけでございます。こういうものは動いていないというものは、むしろ喜ばしい状況でございます。つまり、そういう事件がないというふうなことで動いていないものもあるわけでございます。ただ、当然動くことが望ましいにかかわらず、どうも十分活動してないじやないかというふうなものについて、現在その事情を調べております。調査会、審議会というもののそれぞれ任務が別に特定されておるものでございしますから、その特定の目的に従つてはたして不十分な活動であるかどうかというふうな点を調べておるわけでございます。従つて、行政管理庁といたしましては、そういう機関の將來の廃止、改正、統合というふうなものを勧告するという立場と、それから運営を監察するというふうな立場で、審議会の内容についてタッチできるわけでございます。監察については、御意見のような問題につきましても、不十分な調査を実施しております。その結論に従つて、將來の廃止、統合、その他の処置を各省と協議してきめていきたい、かように考えております。

○田口(誠)委員 行政管理庁として、審議会とか調査会というふうなものゝ運営に対して、やはり相当発言権があるというふうに解釈していいですね。

○山口政府委員 ただいま申し上げましたような関係で、組織の存在、存立、それから將來の形をどうするかという面と、それから監察面からは、運営の中身について意見が言えるということになつております。

第一類第一号 内閣委員会議録第二十二号 昭和三十七年三月二十九日



○田口(議)委員 監察の面から運営の面で意見がはさめるといふ程度のことであるように今お聞きをしたわけですが、そこで、行政監察の面から、これは昭和三十一年の四月から三十六年の十一月までのうちに、各省にわたって幾つかの問題について七百五十指摘された項目があるのです。ところが、今度出されておるところの設置法の改正、または各省の問題に対しては、私どもが相当に設置法の改正の中でもそれを特に取り上げなくてはならないじゃないかという内容のものが、全然取り上げられてない。たとえて言うならば、労働省の設置法の問題につきましても、その他のことで重要なことが、行政監察の結果として指摘されておるにもかかわらず、そういうものは取り上げておらずに、何だか今の業者間協定を推進していくのだ、あまり効果のない、もう古いものになって、あまり魅力のないものを推進していくのだという考え方が打ち出されて、行政監察から指摘された重要な内容のものが取り上げられておらないわけなんです。そこで、やはり行政管理局としては、この行政監察の上に立つて指摘をされておるものが三十一年から三十六年の十一月までに七百五十、私の持つておる本には書いてあるわけなんです。そういうものは全然一つ一つを検討されておらないように思いますが、そういうことについては、指摘のあったたびごとにどのように検討されたり、そしてその結果をどうされておるか、これを承りたいと思つておる。それから長官は十一時五十分でという事でございまして、今の件に關しまして、先に御意見を承つて、

あとから局長の方の御意見を承りたいと思つておる。

○川島國務大臣 行政監察の結果は、それぞれ当該の省庁に勧告をいたしまして、その処置をさらに行政管理局に報告してもらひまして、処置不十分と思へば、再勧告をして行政の実態を直す、こういう方針を従来とつてきまして、今後ともそういう方針でやりまして、行政全体の運営を間違いないようにしたい、こう考えております。

○田口(議)委員 ただいまの御回答で、運営としては正しい運営の仕方をするのになつておるようにお聞きをするのですけれども、私は、実際の通りの運営がなされておらぬのじゃないかというところがわかれるわけなんです。いろいろなそういう方面の資料なり本なりを見てうかがへる。ただいまの御回答の通りにはできておらぬように思ふわけなんです。そういうことでございまして、ただいま局長のお話しの通りに運営されれば自然に解決していくと思ひますけれども、なされておらぬ面があるので、この点については強く私の方から要望するわけなんです、十分にこういう点について目を向けていただいで、遺憾のない改革をしていただくようにお願いをいたしたいと思ひます。

○川島國務大臣 ただいま田口さんの仰せの通りでございまして、行政監察の目的が達成されるように、今後とも一つ大いに努力いたしたい、かように考えております。

○田口(議)委員 ただいま申し上げたようなことは、長官の手元なり局長さんの手元なりでいろいろ采配をふるつてもらわなければならぬと思つておる。

すが、大臣がお歸りになつたので、局長に何うのすけれども、今日まで先ほど川島長官が御回答になつたようなことを實際なされておられるのかどうか、どうもその点残つてゐるものに対して大きな疑問があるので、一つ承りたいと思ひます。

○原田政府委員 行政監察の結果の措置につきましては、ただいま長官からの御答弁があつたのでありますが、私もいたしまして、現実に長官の答弁されましたように実施をいたしておるわけでありまして、すなわち、監察をいたしました結果、勧告いたします。その勧告に對しましては、それぞれ各省庁がとりました措置等につきましては、回答を必ず求めておるわけでございます。ところが、その回答の中におきましては、時日の關係等におきましてまだ十分に措置がとられておらぬ、あるいは研究中、いろいろそういうものがございまして、そういうものにつきましては、さらにその回答を受けました後に約半年ぐらいの猶予を置きまして、その後それがどういふふうに措置されたか、どういふふうな改善が行なわれたか、これを再照会をいたしておるのでございます。こういうふうにしておるのでも、予算の關係あるいは人員の關係その他で、改善が実現されないものもまだ多少残つております。ただいままで調査をいたしました結果を数字的に見ますと、こちらが勧告いたしました事項が、全部または相当部分こちらの勧告通り改善されたものが大体八〇%近くある。残りの二〇%につきましては、まだ十分な改善が行なわれておらない、こういうふうな数字になつております。こういうふうな、いまだ改善をさ

れておらないものにつきましては、さらにその後に必要に応じては監察をやる、またその後の措置等についても照会をする、こういう方法をとつております。現に本年の一月から三月の期間にわたつて、ただいまお話のありましたような昭和三十一年から三十六年に至りますまでの間勧告をいたしました事項について、いまだ改善の措置がとられておらないもの全般にわたつてして監察をいたしまして、それがどういふふうな改善の実施が行なわれておるかどうか、これを現在調査をいたしておるような状況でございます。

○田口(議)委員 こういう場合の回答を聞いておりますと、割合にすつきりとしたような御回答があるわけでございます。回答通りにはなかなかいいておらぬものです。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

私はそれ以上のこまかいことについての指摘は避けまされども、私の把握しておるところでは、できておらないわけなんです。調査研究のものはあるという。よく回答の場合に、調査研究とか検討中という回答のものは、どこかの省の議案を審議する場合でも出てくるわけなんです。それで、今あなたの御答へになつた調査検討のものについては、なお調査をして、そうしてこれを正規の方法に乗せて処理をしたいという、このお考えは、何かめどでも持つてみえるのか、ただよく然とこういふお考えがあるのか、ちよつと承つておきたいと思つておる。官庁の場合には、調査研究という声がかかつてから何年かかかるわけなんです、特に行政監察の結果を指摘されて、そうしてそ

の結果を見るまでにはこれは相当日にちもかかりますし、また、その内容というものは、きわめて重要な内容であるわけなんです。この一つ一つを私が拝見したいわけでも、非常に重要な内容であるわけなんです。従つて、そういうものについては、ばく然と今後調査をしてこうするんだということではなくして、現在の残つておるものについて、おおよそいつごろまでというふうな見通しがあるのだ、どうだ、こういう点についてもやはり明確にしておいていただかなくては、これはまた私は何かこういうふうな関連の機会に、その実態を調査いたしました、もしできておらない場合には追及をいたしたいと思ひますので、答弁のための答弁でなしに、やはり誠意のあるところを一つ答弁願ひたいと思ひます。

○原田政府委員 そこで、勧告の結果、各省庁の措置でございまして、私も監察をいたしまして非常にむずかしいと思ひます点は、かりに各省庁が勧告の趣旨に従つて通牒を出し、指示をする、こういうふうなことをいたしまして、それがあらゆる面に末端まで浸透徹底するといふ点が非常にむずかしいのでございまして、私どもは監察をするにあたりまして、全面にわたつて監察をすることができません。適当な箇所を抽出いたしまして監察をする、その場合におきまして、選びました箇所について指摘しました点につきましては、改善はほとんど百パーセントに近く実施をされるのでございまして、それ以外の残つておる箇所、あるいはまた通牒を流し、指導をしましても十分徹底を見ておらない面、こういう面がなかなか根本的に改められ

ない、こういう点があるのでございませう。

それからもう一つは、われわれ監察の一つの限界と申しますか、相当重要な制度、こういうものにつきます。は、われわれは監察し、勧告をしただけではなかなか実現されない、こういう問題が残つておるのでございませう。今度で済ました臨時行政調査会等におきまして根本的な結論を出して、それを強く実施に移していく、こういうことが最も肝要であらう、さように考えている次第でございませう。

○田口(誠)委員 局長にお聞きするのですが、ただいま御回答のありましたように、なかなか指摘されたことをそのまま実施するということは、困難性もあり、一つの政治力というふうなものもあるように伺います。そして、そういう点に対する指導というふうな面についても、なまぬるい指導をされておるのではないかと、いろいろなこともうかがわれるわけなんです。それで、せっかくこういう問題について、行政管理局としてやはり相当の発言力を持つて指導される面があるように伺ったのですが、局長、今後どういうふうに指導をしていくとされるのか、また、既往のものに關係してでもよろしくございませうから、一つここで明確にしておいていただきたい。

○原田政府委員 われわれが監察の結果、これを強く推進してその実施に移させていくことは、まことに肝要なことと考えております。従いまして、前に申し上げました通り、何回も必要なものにつきましたは繰り返して監察もするし、また、現在全国にあ

ります。私もその行政監察局をして、常時現地に於ける行政の動きに目を光らして、そして気づいた点はどんどん改善をさせていく、こういう措置を常時的に講じていく、こういうような方法をとっているような次第でございませう。御趣旨に従いまして、今後一そう勧告事項の実施を強く推進していく、こういうことに努力をいたしたい、かように考えている次第でございませう。

○田口(誠)委員 私は、具体的に、今の行政監察された結果についてどのようになつておるかということについて、だいたい資料も集めておりますけれども、あとから大臣も見えなりましたので、またの機会にいたしたいと思ひますが、特に行政管理局にお願ひをしておきたいと思ひますことは、やはり現在あるところの行政管理局の一つの指導要領ですか、これでは不足というふうに考えておりますので、先ほど権限という表現は妥当ではないけれども、やはりもう少し各省に対して総合的な指導行政のやれるような一つの組織を今後考えていただかなくてはならないと思ひますので、その点特別にお願いをいたしておきたいと思ひます。

これでおの質問は終わらしていただきます。

○中島委員長 次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。

○山内委員 前回石山委員がだいぶん詳細に御質問もありましたので、ごく簡単に伺ひしておきたい。

ねしておきますが、今度三十二名の増員が提案されておりますが、これは純増であるか、定員外職員の定員化か、その内訳を御説明いただきたい。

○村上(一)政府委員 お答え申し上げます。増員は、御指摘のように三十二名でございませうが、その内訳は、水資源局という新しい局を設置いたしましたために増十四名、それからこまごましておりませうが、新産業都市建設関係、東北開発公社の管理関係、水質調査の関係、調査局関係の内閣調査関係、経済研究所の関係、こういうものを一括いたしました八名の増員でございませう。それからほか自動車運転手が三名、さらにいわゆる臨時職員を定員に繰り入れる、これは各省共通のものでございませう、これが七名、合計いたしまして三十二名の増員でございませう。

○山内委員 定員外職員の七名の繰り入れで、あと残は何名ぐらいいなりですか。

○村上(一)政府委員 これで終わりでございませう。

○山内委員 新設のこの水資源局に十四名が見込まれておるようですが、しかし、実際はまだ配置は多いだろうと思ひますが、何名の計画になつておるか、その内容をお示しいただきたい。

○村上(一)政府委員 新設の水資源局は、局長以下四十四名でございませう。そのうち二十三名は、すでに経済企画庁の調整局で水質汚濁防止——法律は公共用水域の水質の保全に関する法律という法律がございまして、この関係の調査計画をすでにやつております。これが二課ございませうが、これをそのまま新しい水資源局に移します。これ

が二十三名でございませう。それから、新しく加わります水資源開発の關係の仕事は、要員としては二十一名を予定しております。従つて、局は、合わせで四十四名になります。ただし、先ほど水資源關係の新規増は十四名と申し上げました。従ひまして、二十一名と十四名の差引七名は、ほかの定員の振りかへでありまして、増にはなりません。しかし、水資源局の要員としては予定できる、かような關係であります。

○山内委員 よくわかりました。そこで、今度審議官二名を減少することになると提案されておるわけですが、いろいろ行管との折衝の過程で、余儀ない事情もわからないではないが、どういふわけでの審議官二名を減らしたか、はつきりお答えいただきたいと思ひます。

○藤山國務大臣 御承知のように、ただいま局の新設あるいは定員の増加というものを極力行政管理局でも押えております。私もその趣旨に沿ひまして、行政を阻害しない限りにおいて、できるだけその趣旨に沿ひまして、御承知の通り、定員五名でございませう。各省から出向していただいております。企画庁の仕事には相当審議会等がございませうので、従つて、それぞれ審議会を相当するといふような部面等もございませうから、必ずしも五名が私ども多いとは思ひませんが、し

かし、今回のような場合におきまして、局を新設します以上は、できるだけ省内の人員を整理し、そしてやつていくという趣旨に沿ひました結果、二

名の減員をいたすことにいたしましたのでございませう。

○山内委員 その点は私も予想がついておつたのですが、私長官に若干の意見を申し上げておきたい。

この企画庁ができました当初は、たしか審議官が九名くらいおつた。その後、途中でだんだん減少されて、現在五名。それがさらに二名減らされて三名。今のお話では、五名も多いとは思ひぬというお話でありませうけれども、私の感覚で言へば、各省のエキスパートを供出して、そして総合調整をはかる企画庁として、こんな三名くらいは審議官で、はたして設置法の三条に規定する仕事ができるかどうかというのを私心配する。これは審議会の重要な所掌事務の決定に参画すること書いてあるのですから、そういうときに、審議官を出しておつた庁だけがうまい計画に参画して、そしてあとの人は出せないのだ、そういうことになりませうと、経済企画庁としての目的達成の上にそこを来たしはしないか。今行管の川島さんからもいろいろお話のあった通り、確かに非常に圧縮しようとするお考えはわからぬではないけれども、これをあまりに度を越すと、いろいろどんどん大きくなっていくすべの行政機構にマイナスになつてくる。単にこれはあなたの方では審議官を二名減らして、そして十四名また下の者をふやしている、こういうことの調整は、話し合いによつてできるのではないか。これは、私も、どこから現在の五人の方がおいてはなつておるか知つております。二名は、どこを減らすかは私わかりませんけれども、そういうことで片寄つた経済企画庁の総合

調整あるいは長期にわたる経済計画というものができては、これは機能の障害になるのではないか。何か与党らしい質問になってはならないか。何かと聞きますが、そういう点もちょっと心配がありますから、もう一ぺん長官の御意見を聞いてみたいと思います。

○藤山国務大臣 いろいろ御心配をいただいておりますが、ありがたしいあわせであります。経済企画庁は、御承知の通り各省の調整をやることでございまして、また、現在までのところ、経済企画庁の成り立ちから申しまして、プロパーの出身者もまだ十分でございませぬ。従って、各省からそれぞれ出向をしてこれるのでございまして、しかし、私も企画庁に参りました仕事をしてみても、各省から来ておられる人々が、自分の出身省の代弁者であるという考え方で仕事をしておられるように思いません。やはり企画庁という仕事のワケ内に入って、それぞれ出身、経歴によるエキスパートのな才能はふるわれますけれども、しかし、各省というようなワケにとらわれずして、企画庁の総合官庁としての機能を発揮するために十分な努力をしておられると思っております。そういう点において庁内あげて参りますれば、単に審議官等の数には必ずしもこだわる必要はない、こう思っております。

○山内委員 その議論はこの程度にやめますが、経済企画庁が各省の行政機関にまたがるものを総合調整しておるわけですが、ただ、大きなこういふ仕事のうちで、特に水資源局に關係してですが、株式会社である電力会社との調整はどういうふうにしてはかられる

のか。いろいろ組織法などをのぞいてみましても、なかなか困難な問題があるように思われるわけです。その点についての考え方を伺いたしたいと思います。

○大衆政府委員 企画庁といいたしましては、電源開発促進法という法律を所管いたしております。それに關連する限り電力關係等に關与しておるわけでありまして、これも關係各省の大臣が委員になっておられ、内閣総理大臣が会長をやっておられる審議会、それにはかつてきめるといふことでございまして、企画庁はそういう各省間にまたがります電源開発の問題を調整するという役割を果たしております。直接の電力会社との關係は、主として通産省公益事業局が担当するといふ格好のものに相なっております。

○山内委員 私の聞き方が悪いのかも知れませんが、行政機関であれば、経済企画庁が上にいて総合調整はやるが、この行政機関のうちに外にある会社である電力会社に、たとえばここをどうしても水路にしなければならぬ、あるいはこういふふうに企画しなければならぬといつても、水利権を持っていれば九つの電力会社は、なかなかそう簡単に應じないし、これの調整をどうするか。あるいは法的には何か土地取用法のような強力なものでもあれば別ですけれども、何か調整の窓口といふものがなければならぬ。今度も少し勉強しますけれども、想像では、通産省が窓口だとは思いますが、これも、その辺の調整をどういふふうにしてはかられるのか。大事な電力を計画しても、電力会社の水利権だけは絶対的なた方の手が及ばない、あるいは今度

の公団の方の力も及ばないといふのであれば、これは何にもならないことなす。どういふふうにして現実にその調整をおやりになるのか、聞かしていただきたい。

○大衆政府委員 ただいまの点に關しましては、通産省の公益事業局として担当し得る限りのことは公益事業局の方で処置いたしておるわけでございますが、水の利用等に關しまして、いろいろたとえば建設省、農林省との關係も水力発電の場合にはございまして、また、府県が公営の発電をやるといふような場合もございまして、調整審議会のおもな仕事は、毎年電力開発の基本計画を作成いたしまして、着工の地点等を決定いたしておりますので、その際に、建設省、農林省、自治省その他關係各省の担当官の幹事会がございまして、各省寄り集まっております。個々の問題、地点についても検討いたしまして、その検討調整の結果を電源開発審議会に持ち出す。昨日も実は第三十三回の電源開発審議会が開かれたわけでございまして、そういうふうな役割を企画庁としてはやっております。この点、構成を一つ……

○山内委員 今電源開発審議会が調整するといふようなお話があったのです。これは電力会社の人たちが入っている審議会ですか。その点、構成を一つ……

○大衆政府委員 これは電力会社の人が入っております。関係各省の大臣と学識経験者によつて構成されております。たとえば委員といたしましては、開発銀行の総裁とか、興業銀行の頭取とか、あるいは電力調査会の会長とか、東大教授とか、そういうふうな

形で、電力会社の責任者は委員に入っております。委員会でございます。

○山内委員 私のお尋ねしているところをまだ理解していただけていないのですが、具體的例を申し上げればわかると思います。たとえば、さつきも言いました通り、個々に何かダムを作つて発電をやつて、それを何か農林水産の方の關係の灌漑にでも使おうといつた場合に、水利権を持つてゐる電力会社が横に寝ると起こしやうがないのです。そういう調整をどこでどういふふうにしておやりになっているのか。これはあなた方は現業の官庁でないから、御存じないと思ふ。こういうことはテーブル・ワークだけでは出てこないと思ひますけれども、現実にそういう争議が起つて、いかに企画する方であるいは建設省の方でやろうと思つてもできない例があるので、そういう調整は、経済企画庁ではどういふふうにしてやっておるのか、こういうことなす。

○大衆政府委員 この点に關しましては、今回の水資源開発促進法の中の水資源開発の基本計画に「治山治水、電源開発及び当該水資源開発水系に係る後進地域の開発について十分の考慮が払われていなければならない。」というふうな形で、水資源の総合的利用と電源開発の間を調整する一条がございまして、なお、第十一條にも、電源開発基本計画と水資源の方の基本計画との調整は、内閣総理大臣が電源開発調整審議会と水資源の審議会の意見を聞いて行なうものとするといふことが述べられておるわけでございます。従来は、關係各省の電源開発審議会の幹事会が、そういういろいろな各省の立

場、水の利用、他の利用目的といふような、相異なる立場からのものを調整する話し合いの場になつてきておるわけでございます。

○山内委員 まだわからぬのですが、これはこれ以上申し上げてもしょうがない。やはり私の心配した点が、この答の中から出ておると思うのです。経済企画庁は実施官庁ではなくて、ほんとうの計画立案の場なんです。ですから、今度の水資源の問題でも、私が申し上げるまでもなく、利水の面と建設の面とでものごとを所管争いをして、そしてその結果が、けんか両成敗といふますか、長官にしては非常に御迷惑な話であらうけれども、あなたの手元に押しつけられた。そこで、この実施面を持たない、机上の計画を立てるあなたの方では、いかに水資源局を持つてみても、仕事をやれないのじゃないかといふ心配を、この前の委員会で伊能委員が言われておるのです。私も、やはり同じ心配を今の答弁の中から感じないわけにいかなくなつてきております。テーブルではいかにうまいことをやつても、それを流してみたら、電力会社一つ起こす窓口がないじゃありませんか。審議会に諮ると言つても、それは確かに今お説みになつたような条文ではできません。しかし、それは行政官庁の仕事ならで

きるけれども、株式会社であり、水利権を持つて独立している。これに對して何らの力もない。これは何か今度立法でもされて特別の措置を講ずるなら別ですけれども、ただ押しつけられたからやらなければならぬといふことで、そうやましく言うならば、二人減らして体裁だけ整えて水資源局を作れ、



さあやってみたが、何ら実施面を持たない。そういうことでは、せっかく水資源局をお作りになっても、はたして総合調整のりっぱな目的に書かれたような力が出てくるかどうか、非常に疑問に思わざるを得ない。そして長官、あなたは責任だけ負わなければならぬ。最近問題になった東北開発株式会社だつて、あなたのところに窓口があつて監理官を置いているから、あなたが責められなければならない。そして仕事は、実際の実権は持たない。こういう点で、せっかくの計画ですから、そういう点をこれらの仕事を進める上において十分御配慮にならないと、せっかく作った水資源局は生きてこない、私はそういう心配を感じます。

直接御提案の問題とは関係ないのですが、実は今物価問題がやかましいですから、若干お尋ねしようと思いましたが、時間もきておりますので、これで終わります。

○中島委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、明三十日午前十時理事會、十時半委員會を開會することとし、これにて散會いたします。

午後零時二十一分散會

昭和三十七年四月三日印刷

昭和三十七年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局